

くためには、常にすべての組織・機構を点検し、効率的な行政運営を図ることが求められている。本庁と支所との事務分担についても、地域特性に配慮しながら、丁寧に対応していきたい。

#### ○市長の総体説明について

Q 臨時財政対策債に対する市長の所見について聞きたい。

A 地方交付税の財源不足に対応するため、平成13年度から制度化され、本市においては、発行可能額を限度に発行し、財源としている。その元利償還金相当額について、毎年、地方交付税の基準財政需要額に算入されている。

#### ○教育問題について

Q 社会教育・文化・スポーツなどを市長部局へ移し、教育委員会は学校教育に専念すべきと考えるが、教育長の意見について聞きたい。

A 教育委員会の職務権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定されており、社会教育、文化、スポーツなどの分野は、本来、教育委員会の職務である。ただ、社会教育、文化、スポーツなどの職務については、市長部局への事務委任なども可能ではある。県内でも、公民館など社会教育の一部を市長部局に移管している市町があることも承知をしている。本市としては、学校教育と社会教育などの分野は、それぞれ密接に関連しており、現在のところ、教育委員会が所管することが適切と考えている。

#### ○生活保護について

Q 生活保護受給者の就労に向けた支援をしてはどうか。

A 定期的な訪問を通じ、ケースワーカーが世帯の状況把握をしており、就労可能な世帯に対して必要な指導・助言を行っている。また、昨年度から嘱託就労支援相談員を1名雇用し、ハローワークと連携しながら、求職情報の提供や面接指導等、就労に向けた支援を行っており、その結果、今年度は2月末現在で3世帯が自立し、生活保護廃止となっている。

#### ○東日本の震災について

Q 東日本の震災から尾道が学んだこと、及び今後の活用について聞きたい。

A 市民の生命、身体、財産を守ることが自治体の重大な責務であると改めて痛感した。今年度においては、エリアメールの導入や消防団へのトランシーバー配備、自主防災組織の結成促進などに努めてきた。また、食糧、生活必需品及び防災資機材などを確保するため、事業者との協定締結も進めてきている。新年度においても、支所や拠点とな

る避難所に発電機を配備するとともに、県による津波被害等の想定の見直しに伴い、新たな防災マップの作成も予定している。今後、県の地域防災計画の修正を踏まえて、本市の地域防災計画を修正し、可能な限り、あらゆる防災対策・減災対策を講じていきたい。

#### ○財政について

Q 合併後の財政の状況について聞きたい。

A 市税は、少子化に伴う労働人口の減少などや、地価の下落傾向による減収が見込まれ、また、一般財源である地方交付税は、将来にわたって段階的に減額されることとなっており、厳しい状況が見込まれる。こうした中、高齢化等による扶助費の増加や、クリーンセンターの更新及び道路等の維持補修をはじめとする老朽施設の維持管理の時代を迎えることとなる。そのためにも、健全な財政基盤の確立に向け、引き続き、行財政改革に取り組む必要がある。

#### ○教育問題について

Q 生涯教育とは何か。

A 学校教育や家庭、地域で得た様々な体験が、人格や生きる力を形成していくものと考えている。教育委員会として、このことは、豊かな人生を送るために、非常に大切であると認識し、子どもたちの教育を進めている。さらに、大人になっても、市民一人ひとりが、生涯にわたって、自己の人格を磨き、学習していくことが、生きがいのある豊かな人生につながるものと考えている。今後も、市民一人ひとりが地域の中で『集い、学び、生かす生涯学習の充実』に努めていきたいと考えている。

#### ○特別養護老人ホームの増床について

Q 計画通り242床増床できる見通しとその根拠は何か。

A 計画策定にあたり、市内の特別養護老人ホームに対して意向調査を行い、合計で202床の増床希望があった。これに第6期の前倒し分として、40床を公募で増床する計画である。市内の特別養護老人ホームの管理者等とは、増築計画について意見交換をしてきており、また、公募の問い合わせも既にあるので、計画どおり増床できるものと思っている。

Q 増床の年次別地域別の計画はどうなっているか。

A 平成24年度は北部圏域に29床、中央圏域に87床、瀬戸田圏域に10床を整備の予定である。平成25年度は東部圏域に25床、因島圏域に20床、平成26年度は向島圏域に31床を予定している。公募分の40床は平成26年度の整備を予定している。

Q 尾道市は多床型の増床計画はあるのか、あるとすれば何床を見込んでい

るのか。

A 242床のうち、50床が多床室の予定である。

Q 増床による保険料への影響額はいくらか。

A 月額135円の増額を見込んでいる。

#### ○住宅リフォーム助成制度について

Q 尾道市の制度をつくるにあたって、広島県の「子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム普及促進事業」を参考にしたのか。

A 本制度をつくるに当たっては、広島県や他市の制度も参考にしながら、本市の課題に対応すべく独自の制度を創設したものである。

Q 広島県が実施したこの制度の昨年度の当初予算額と想定対象件数、実際の補助金総額と補助件数、工事費総額はどうか。

A 広島県の制度における今年度の当初予算額は3,000万円、補助対象件数は300件、実際の補助額は約2,512万円、補助件数は275件、工事費総額は約7億2,968万円と聞いている。

#### ○地域主権改革に係る一括法成立について

Q 市民の声をどのようにして集約するのか。また、自治体の姿勢、判断、方針が問われるが、どのような方針を持っているか。

A 地域主権改革の推進に当たっては、市民、利用者、関係者等からの意見や情報から、課題やニーズを的確に把握することが肝要だと考えている。個々の条例案の検討に際しては、アンケート調査やパブリックコメント、審議会や懇談会等を通しての意見聴取など、多様な方法が想定される。さらに、これまでの業務遂行時に、関係者や市民から直接お聴きした貴重なご意見等も参考にしながら、適切な対応に努めていく。地域主権改革の推進を、地域特有の課題解決に活かし、これまで以上に、効果的なまちづくりに、取り組んでいきたい。

#### ○環境関係政策について

Q 大規模太陽光発電所の誘致目標年次計画をどのように立てているか。

A 本市においても、再生可能エネルギーの普及促進は地球環境の保全の観点から、非常に重要であると認識しており、とりわけ日照時間の多い本市は太陽光発電に適した立地条件にある。誘致目標年次計画については、市有の候補地は平成24年度内を目標に、民有地は、施行後3年以内には誘致が実現するよう、候補地所有者と発電事業者に対し、働きかけを行い、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいく。